宣傳示威ニ務メ殊ニ第一日ノ店内示威運動ニハ「営業防碍」ノ危
険ヲ冒シテ之ヲ敢行シタリ然レ凡
(ハ) 嚴ニ破壊的行動ヲ慎シミ
(ニ) 解決交渉ニ移ルヤ一ニ技工ノ要求ノ実質的貫徹ニ鋭意シ徒ニ組
合固体交渉ノ形式ヲ執ランコトヲ主張シタルコトナシ
(ホ) 宣傳ビラニ依リ會社営業上ノ秘密ヲ曝露セントシタルコトハ會
社ニ取リテハ最モ痛手ナリキ

(3) 警察側 (イ) 誘惑煽動ノ罪名ヲ適用セサリシコト
(ロ) 示威運動主動者ニ寛大ナル處置ヲナシタルコト
(ハ) 営業防碍等ノコトヲ云謂セサリシコト等ハ注目スヘキ事項ナリ
トス

(4) 影響
本罷業ハ労働者側ノ宣傳、新聞紙ノ記事等ニヨリ著シク社會ノ

注目ヲ惹キハ事件カ會社側ノ事実上ノ譲歩ニヨリテ解決セルコト
ハ労働者ヲシテ益々團結ノ必要ヲ自覚セシメ労働運動ヲ促進
スルコトヽナレリ
大正十年一月ノ足立製作所及七月本鉄工株式會社ノ爭議ノ
ノ如キハ三越事件之カ先例ヲナシタリトイフモ過言ニアラス

本會ノ調査（調査者 荒川賢）

実地調査交渉開始 十二月二十五日 夜本亭ニ於テ罷工團ヨリ事情聴取
十二月二十六日 三越ニ於テ倉知専務ニ面會ヲ申込ミ営業部次長幾度
日代ツテ面談（同店ニ於テ棚橋麻生ト會ス）當時會社側ノ意嚮ハ極メ
テ強硬ニテ技工側ノ要求ヲ未タ充分ニ諒解セサルモノヽ如ク技工側ノ
採レル態度ヲ難シ主謀者二十名内外職首ノ豫定ナルコト但シ技
工ノ個人的復帰ハ詮議ノ上許スコト及ビ
経過大要ヲ述ヘタリ [illegible]